平成２７年（フ）第３２５号
奈良県生駒市俵口町94番地12
債務者　上野　瑞惠
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１３０号
鳥取県岩美郡岩美町大字網代96番地、旧住所岡山県岡山市中区高屋183番地１　５号
債務者　岡本　美惠
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１号
鳥取県東伯郡三朝町大字横手236番地１（旧住所　鳥取県鳥取市元大工町40番地　青木マンション101号）
債務者　知久馬雄一
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第１６１号
松江市矢田町550番地１　グリーンサイドＦ105、前住所松江市東朝日町203番地６　タウニィM101号
債務者　恩田　千夏
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１７号
福岡県久留米市城島町内野284番地１　㈲ベストライフ社宅122号
債務者　梅野　真理
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２１８号
福岡県久留米市城島町内野284番地１　㈲ベストライフ社宅122号
債務者　梅野　秀和
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２９９号
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬919番地１　北島アパート　105号、前住所長崎県諫早市小長井町大峰973番地１　長里住宅Ｂ棟２号
債務者　馬渡　鉄義
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０１号
佐賀県小城市小城町岩蔵5689番地
債務者　武藤美穂子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６２４号
熊本市中央区上水前寺１丁目１番２号
債務者　山川　啓二
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３４５号
宮崎市清武町加納甲1700番地21、前住所宮崎市大塚町宮田2856番地２　メゾン原田Ⅱ202号
債務者　金丸　裕樹
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３６３号
宮崎市大字熊野641番地１　コーポ．リバーＡ棟101号、前住所宮崎市大字内海2262番地１
債務者　横山　嘉範
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５３号
宮崎県日南市星倉１丁目２番地６　速水コーポ102号、前住所宮崎県日南市南郷町中村乙7101番地380　ナミール105号
債務者　北川　　要
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第９４号
宮崎県えびの市大字栗下1359番地　中島Ｂ団地７号、住民票上の住所宮崎県えびの市大字西長江浦934番地
債務者　大迫　千春
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第９８号
宮崎県都城市早水町30号１番地
債務者　馬場　良一
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１１７号
北海道余市郡余市町黒川町12丁目100番地24、前住所東京都豊島区目白４丁目23番７号アーバンプレイス目白Ⅳ　103号
債務者　池田　達郎
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１５０号
茨城県取手市谷中550番地７　グランツＴＡ・ＴＵ・ＭⅠ　Ⅱ203
債務者　菊池　梨江（旧姓肘島）
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係